

# 平成 19 年第 9 回にかほ市議会定例会会議録（第 1 号）

1、平成 19 年 12 月 6 日第 9 回にかほ市議会定例会がにかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	14 番	佐々木清勝
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
17 番	佐藤元	18 番	斎藤修市
19 番	佐々木平嗣	20 番	池田甚一
21 番	本藤敏夫	22 番	佐々木正己
23 番	山田明	24 番	竹内睦夫

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	14 番	佐々木清勝
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
17 番	佐藤元	18 番	斎藤修市
19 番	佐々木平嗣	20 番	池田甚一
21 番	本藤敏夫	22 番	佐々木正己
23 番	山田明	24 番	竹内睦夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 竹内 享一 局長補佐 藤谷 博之  
議事調査係長 佐藤 正之 主 査 佐々木 美佳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠長	副市長	横山 昭
教育長	三浦 博	企業管理者	佐々木 勝利
総務部長	佐藤 好文	市民部長	池田 史郎
健康福祉部長	笹森 和雄	産業部長	岩井 敏一
建設部長	金子 則之	教育次長	小柳 伸光
ガス水道局長	須田 登美雄	消防長	中津 博行
総務部総務課長	齋藤 隆一	財政課長	森 鉄也
税務課長	齋藤 利秀	情報システム課長	齋藤 正司
市民課長	木内 利雄	生活環境課長	長谷山 良
農漁村整備課長	伊藤 賢二	観光課長	武藤 一男
都市整備課長	佐々木 義明	下水道課長	渡辺 講
ガス水道局管理課長	佐藤 俊文		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

平成19年12月6日(木曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 報告第3号 にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について
- 第5 報告第4号 財団法人にかほ市開発公社の経営状況の報告について
- 第6 議案第100号 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 第7 議案第101号 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第8 議案第102号 にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第103号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第104号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第105号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第106号 にかほ市後期高齢者医療に関する条例制定について
- 第13 議案第107号 にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第108号 にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

- 第15 議案第109号 にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第110号 あらたに生じた土地の確認について
- 第17 議案第111号 字の区域の変更について
- 第18 議案第112号 土地の処分について
- 第19 議案第113号 損害賠償の額を定めることについて
- 第20 議案第114号 平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）
- 第21 議案第115号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）
- 第22 議案第116号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）
- 第23 議案第117号 平成19年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第24 議案第118号 平成19年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第25 議案第119号 平成19年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）
- 第26 議案第120号 平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）

午前 10 時 00 分 開 議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は 24 人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから平成 19 年第 9 回にかほ市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 79 条の規定によって、5 番宮崎信一議員、6 番佐藤文昭議員を指名します。

日程第 2、会期決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。市川雄次議会運営委員長。

【議会運営委員長（3 番市川雄次君）登壇】

議会運営委員長（市川雄次君） おはようございます。定例会の会期日程についての案を御報告いたします。

本日 12 月 6 日より 12 月 21 日までの 16 日間としております。本日、12 月 6 日が本会議で、その後 3 日間の休会をとりまして、12 月 10 日、11 日、12 日と 3 日間で一般質問を行います。で、13 日休会の、14 日本会議、以降 17 日から 20 日までが各委員会になりまして、21 日に本会議になっております。以上です。

議長（竹内睦夫君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） これで質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月21日までの16日間に決定しました。

日程第3、行政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。きょうからの12月定例会、よろしく願いいたします。

それでは、市政報告をいたします。

初めに、国体などについてであります。

第62回国民体育大会「秋田わか杉国体」の空手道競技とサッカー競技、第7回全国障害者スポーツ大会「秋田わか杉大会」のサッカー競技が盛会のうちに終了いたしました。国体期間中の10月2日には高円宮妃殿下がお成りになり、空手道競技とサッカー競技をごらんいただいております。両大会とも秋晴れの好天に恵まれ、事故もなく、順調にすべての競技を終えることができました。これもひとえに、大会の準備段階から支えていただきました競技関係者の皆さんと、多くの市民ボランティアの皆さん、市内の各幼稚園、保育園、小・中学校の児童生徒の皆さん、各会場に足を運んでくれた多くの市民の皆さんの協力があったからこそであり、改めて感謝申し上げます。

大会期間中における市内各競技場への総入場者数は、大会関係者を含め約4万人であり、来場した多くの皆さんからは、たくさんのお褒めとお礼の言葉をいただきました。このことは、両大会にかかわったすべての市民の皆さんのもてなしの心が、選手や競技役員の皆さん、県内外からのお客様に十分に伝わったためだと思っております。この大会を一過性に終わらせることなく、引き続きスポーツ文化を推奨し、市民総健康づくりなどに努めてまいります。

次に、テレビ朝日の日沿道報道についての経緯と経過について報告いたします。

テレビ朝日のニュース番組「報道ステーション」で11月21日に放送された日本海沿岸東北自動車道整備に関する報道が、事実を大きく歪曲し、早期完成を願う市民の意に反するものであったことから、11月26日付で番組制作者あてに抗議の意見書を送付いたしました。

最初、テレビ朝日からは、「高速道路を利用した高度医療機関への搬送状況について」のテーマで取材の申し込みがあり、消防署では11月20日と21日の2日間にわたって取材に応じたものであります。ところが、放送された内容は、「道路を整備する税金が余ったら使い切れ」との見出しで、国土交通省の道路整備中期計画（案）に、今後10年間の事業費として計上された68兆円の必要性を検証する内容になっており、取材のテーマとかけ離れた内容となっていたものであります。また、放送では、取材内容の一部だけが意図的に切り取られ、日沿道はむだな道路をつくっているかのよう編集・映像化されてもおります。さらに、今後整備が予定されている、にかほ市内の区間についても、順調に用地取得が進んでいるにもかかわらず、用地買収がほとんど進んでいないと伝えるなど、高速道路はつくる必要がないとも受け取られかねないような内容となっていることから、真

実を報道するよう再取材を求め、抗議の意見書を送付したものであります。

また、全国ネットワークを有する他の報道機関に対しても、テレビ朝日が誤った報道をした旨の投稿文を送付しております。取材を受けた消防署においても、報道ステーションのディレクターあてに抗議文を送付したところであります。

次に、最近の市政について報告いたします。

2 ヶ年をかけて策定作業を進めてきた、にかほ市地域防災計画であります。配付のとおり決定いたしました。18年度には、市民会議を設置し、市民の皆さんの声を計画の中に反映させるための作業を行ってまいりました。19年度は、法律に基づく防災会議を設置して、県との事前協議を重ねながら、具体的な策定作業を進めてまいりましたが、11月20日付で、秋田県知事より計画に同意する旨の回答がありました。この回答を受けて、防災会議に諮ったところ、承認をいただいたところであります。

計画は、にかほ市の地域と住民の生命・身体・財産を守るために、関係機関の責任と処理する事務・業務を明確にするとともに、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画の3つに大別し、それぞれの計画を具体的に定めたものであります。今後は、計画のダイジェスト版を全世帯に配布して、周知を図るとともに、この計画が真に実のある計画となるように、議員各位を初め、市民の皆さんの御理解と御協力をいただきながら、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

にかほ市自治基本条例の策定状況についてであります。これまでに8回の策定検討委員会を開催したほか、自治・協働・公益について、市民との問題意識の共有を図るために、アドバイザーをお願いしている東北公益文科大学の呉先生による協働のまちづくり講演会の開催などを行ったところであります。

現在の進捗状況としては、条例全体の構成や条例に規定すべき内容について検討を始めたところであります。条例の策定には、期限を設けず、十分な検討を行っていくことにしておりますので、素案ができた段階で議会にお示しをするとともに、パブリックコメントを実施し、御意見を御覧したいと考えております。

羽後交通株式会社からの申し出があった馬場院内線の路線廃止問題についてであります。市では、にかほ市地域公共交通検討委員会と、道路運送法の規定に基づく、にかほ市地域公共交通会議において、路線廃止の是非、廃止後の代替輸送などについて検討をしてまいりましたが、廃止はやむなしの意見が大勢を占めたことから、馬場院内線の路線廃止が承認されたところであります。今後は、沿線住民のアンケート結果に基づき、今まで以上に地域住民の実情に即した代替輸送が提供できるように検討を続けてまいります。

新年度の職員採用は、一般行政職2名、保健師2名、臨床検査技師1名を予定しております。公務員としての必要な研修を行い、市民の負託にこたえられるよう育成してまいります。また、消防職員の採用は4名を予定しております。消防学校への入校など必要な研修を行い、市民の負託にこたえられる消防士に育成してまいります。

市税の状況について申し上げます。11月末の調定額は、個人市民税が11億1,146万円、法人市民税が2億8,511万円、固定資産税が16億2,159万円となっております。

市県民税及び所得税の申告相談は、2月7日から3月17日までの期間で行う予定です。象潟地域は象潟構造改善センター、金浦地域は金浦庁舎第一会議室、仁賀保地域は昨年より1ヵ所減少し、仁賀保庁舎大ホールほか3ヵ所で行います。詳しくは後日、広報でお知らせいたします。

市税などの収納率向上のために立ち上げた収納対策本部は、11月15日から12月14日までの1ヵ月間を収納強化月間と位置づけ、全庁51班体制で徴収に当たっております。また、新たな滞納者をふやさないために、納付相談会を行うなど、滞納額の減少と収納率の向上に取り組んでいるところであります。

20年度から、75歳以上の方を対象とする新たな後期高齢者医療制度がスタートするため、秋田県後期高齢者医療広域連合と各市町村が連携して準備を進めております。11月26日に開催された広域連合議会において、秋田県の後期高齢者医療の保険料率が、均等割額3万8,426円、所得割率7.12%と決定しました。1人当たりの平均保険料賦課額は6万41円となり、国の試算額7万4,000円より低い金額となっております。

高齢者の医療の確保に関する法律では、市町村が保険料の徴収を行うことになっていることから、市が行う事務及び普通徴収に係る納期等を定めるため、今定例会に条例(案)を提案しておりますので、よろしく願います。

また、国保においても、新たに後期高齢者支援金を拠出することになるため、来年度からは、国保税に後期高齢者支援分が加わることとなります。国保税率の統一とあわせ、今年度中に税率改正について国保運営協議会に諮問し、答申を受けた後、議会に提案したいと考えております。

なお、税率区分については、介護分と同様に、医療分、後期高齢者支援分とも、所得割と被保険者均等割額の2区分にすることを答申を既に国保運営協議会からいただいておりますので、これらを踏まえて、改正に向けた作業を進めているところであります。

民生委員、児童委員・主任児童委員の一斉改選が行われ、本市では、これまでと同数の86人に対し、12月1日付で厚生労働大臣と県知事から委嘱辞令が交付されました。今回委嘱された委員のうち新任の委員は43%に当たる37人で、仁賀保地域が8人、金浦地域が5人、象潟地域が24人となっています。委員の任期は3年ですが、各地域の民生委員、児童委員協議会で担当区域が決まり次第、広報等で周知してまいります。

本年度から、障害者の相談支援事業を市内の登録指定事業者へ委託していますが、相談支援事業者の中立・公平性を確保するとともに、地域の関係者によるネットワークを構築するため、にかほ市障害者自立支援協議会を設置します。協議会では、委託相談支援事業者の運営評価、地域の現状・課題等の情報の共有化と情報発信、困難事例に対する協議・調整、地域の社会資源の開発・改善、権利擁護の取り組みなどを展開することになります。協議会の委員は、指定相談支援事業者のほか、指定障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育関係機関、雇用関係機関、障害者団体の各代表者、学識経験者の9名を委嘱する予定です。今定例会に関連経費を補正計上しておりますので、よろしく願います。

さきの議会全員協議会で説明いたしました秋田県種苗交換会の招致については、11月5日に開催されたJ A秋田中央会理事会において、にかほ市が来年度の開催地として正式に決定いたしました。

11月1日付で農林課に種苗交換会推進係を設置し、職員2名を配置して、事務局の設置、会場の設計、協賛会の設立等の準備を行っております。

今年の稲作の作況指数は、中央部で102の「やや良」となっていますが、11月28日現在の地域別一等米比率は、仁賀保地域が97.6%、金浦地域が95.3%、象潟地域が97%で、市全体では97.1%となっております。乳白粒の影響などで、昨年同期に比較すると0.6%下回っております。また、集荷数量は、市全体で30キログラム換算、29万8,276袋と、昨年同期より5.5%下回っております。

かねてより工事中でありました西部地区カントリーエレベーター能力増強工事が9月20日に完成し、22日より使用を開始しております。工事は、これまでの3,000トンに2,000トンの貯蔵能力が増強されたもので、19年産米については4,608トンの搬入があり、稼働率は92.1%となっております。

水産資源の保護育成と漁獲量の拡大を図るため、昨年度に引き続いて、赤石川沖に1,410立方メートルの築磯造成工事が完成しております。県の負担金事業では、金浦漁港の沖防波堤設置工事20メートルと、平沢漁港の東防波堤の延長工事15メートル、赤石漁場増殖場整備工事2.5ヘクタールが完成しております。また、象潟漁港の横の澗防波堤かさ上げ工事と小澗分港の防波堤新設工事、護岸改良工事、泊地しゅんせつ工事が発注されており、現在、整備中であります。

農業集落排水事業については、今年度、上浜中央地区で管路1,090メートル、水道管982メートルを整備中であります。今年度の事業で、にかほ市における農業集落排水事業の計画区域はすべて完成することになります。

集中豪雨による農地・農業用施設の被害については、10月24日に災害査定があり、13件で5,582万1,000円の査定を受けました。事業費の決定通知があり次第、復旧工事を行ってまいります。

市単独の災害復旧事業については、これまでに60件の申請があり、被害額が1,700万円と見積もられております。これらの事業については、先日、県より、19年度緊急農村整備事業（災害復旧支援型）の実施についての通知があり、1件の事業費が5万円から40万円未満のものについては、3分の1の補助金が交付されますので、現在、申請準備を進めているところであります。市の補助金とあわせて、さらに被災者の負担の軽減を図れるものと思っております。

また、市道等の災害復旧については数十カ所に上りますが、いずれの工事とも年度内完成に向けて発注作業を進めております。横岡地区の殿村橋かけかえ工事については今定例会に補正計上しておりますので、よろしく願いいたします。県管理河川の清水川については、被災箇所も多いことから、3カ年事業となる見込みですが、市としては、集落内のバイパス化も含め、抜本的な河川改修の要望活動を行っているところであります。

烏海山観光施設整備事業については、稲倉山荘建設工事、中島台レクリエーションの森遊歩道設置工事、奈曽の白滝法面復旧工事は既に完成しており、現在は、山形県境に設置する観光案内塔工事に着手しているところであります。今後は、観光スポットへの誘導板設置工事を発注予定ですが、これらを有効活用し、魅力のある観光地として交流人口の拡大に努めてまいります。

観光アクションプラン策定委員会がノースアジア大学の教授や公募委員などを含む13名で、11月20日に発足いたしました。年度末まで5回程度の開催を予定しておりますが、さまざまな御意見や御提案を踏まえて、観光振興を図ってまいります。

にかほ市開発公社「ねむの丘」、にかほ市観光開発株式会社「はまなす」の利用状況についてであります。「ねむの丘」は、昨年同期比で、入館者が0.5%増、入浴者が2%減となりました。セールスが功を奏した大口団体食事の売り上げ増によって、売り上げ全体としては5%増となっております。「はまなす」は、昨年同期比で、宿泊者が8%減、入浴者が4%減となりました。宿泊や入浴等の利用料では4%の減、食事や売店等の売り上げは2%の減となっております。なお、経営状況の詳細については、それぞれ議会に報告しておりますので、よろしくお願いいたします。

象潟海水浴場あずまや崩落事故についてであります。被害に遭われた方々と、医療費、休業補償費、慰謝料などの損害賠償について交渉してまいりましたが、示談に応じる旨の回答をいただいております。また、県との過失責任割合については、本件事故の場合は、施設設置者と維持管理者の立場から同等の責任割合との判断をして、損害賠償額については折半することとしております。今定例会に損害賠償に関する議案を提出し、関係予算を補正計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

まちづくり交付金による金浦地区の都市再生整備計画についてであります。7月に設置した市民によるまちづくり検討会及び庁内検討会を10月中旬までに4回ずつ開催し、市民の意見を反映させた計画づくりの調整を行ってまいりました。その結果、「「桜」彩る交流空間の創出と健康・元気づくり」を共通の目標として、勢至公園周辺の整備、旧金浦小学校跡地活用、総合文化センターの建設など、15事業から成る都市再生整備計画について、10月30日に県のヒアリングを受けたところであります。今後は、事業採択と来年度からの事業開始を目指し、計画内容について県や国と協議してまいります。

なお、計画について、事前に市民の皆さんから評価していただく必要があることから、協議が調い、計画内容が固まり次第、市民の皆さんへの事前評価アンケートを行いたいと考えております。また、計画の中心となる総合文化センター建設事業については、スポーツ・文化ゾーンとしての環境に恵まれている白瀬南極探検隊記念館付近を第一候補地とし、多様な活動を日常的に楽しめる施設として、にかほ市のシンボルにふさわしい施設を整備したいと考えております。

除雪計画についてであります。一昨年豪雪、昨年の暖冬、そして、ことし8月の豪雨と、いずれも数十年ぶりとなる記録的な異常気象が続いており、今冬についても非常に心配されるところであります。除雪体制については、近年の建設業界不振により、オペレーターの確保が懸念されておりましたが、建設業協会からも協力をいただき、市民生活の安全・安心の確保を図れる除雪体制を構築しております。また、高齢者などの生活弱者に対する支援チームの設置や、市役所職員による除雪チームの編成についても、今年度も引き続き実施してまいります。

16年度より工事を進めている仁賀保地域の役場1・2号線のうち、2号線の進捗状況は現在70%で、残すところ、路盤工、舗装工、照明等の附帯工のみになっており、1月末には完成する見込みであります。今後は、1号線の延長部分の道路改良を進めてまいります。

日本下水道事業団への委託工事である笹森クリーンセンター処理池・3系列の2分の1と、久根添、黒川、芹田、鈴の各中継ポンプ場の電気・機械設備工事が、外構等場内整備工事を除いて完成し、今月中に引き渡しを受ける予定です。また、建築基準法が改正・施行されたことに伴い、発注



がおくっていた矢妻・平沢中継ポンプ場の土木・建築工事も先月発注となり、21年3月の完成を目指し、工事に入ったところであります。面整備工事、幹線管渠工事は、年度内の完成を目指し工事中であり、約55%の進捗率となっております。

象潟中学校建替事業については、1月末の完成に向け、順調に推移しております。新校舎への移転は、検査・引渡し後の2月中旬より引越作業に入り、約1週間で作業を完了し、新校舎での授業を開始する予定となっております。

仁賀保中学校建替事業については、基本設計検討委員会での審査の結果、村田・アルファ建築特定共同企業体の提案が選考されたことから、この業者を仁賀保統合中学校設計業務の受託者と決定し、11月9日に契約を締結いたしました。基本設計がまとまり次第、議会へ説明をいたします。

老朽により廃船が決定している南極観測船「しらせ」が、南極に向けて最後の出港をしましたが、このたび、後継船にも「しらせ」の名称が継承されることになりました。文部科学省では、慣例により新造船の名称には現役艦船名は使用しないとしておりましたが、にかほ市民や子供たちの名称存続運動の熱意が通じ、この慣例を見直していただいた結果となりました。郷土の偉人の名前が存続されることは大変うれしく思っております。

11月2日から4日までの日程で、市民文化祭を開催しました。期間中の来場者は昨年同様の1万5,000人でしたが、展示部門には4,392人から7,096点の作品が展覧されております。また、各会場ごとに工夫を凝らした創作体験コーナーは、家族連れなどで大いににぎわいました。芸能発表部門は、仁賀保勤労青少年ホームでの開催でしたが、シャトルバスの運行などにより、多くの市民が訪れ、盛況のうちに交流を深め、楽しんでいただけたものと思います。ことしは、展示部門の3地区分散という新たな試みも行いましたが、来年以降についても、市民の皆さんの御意見を伺いながら、工夫を重ね、充実した文化祭にしていきたいと思います。

ガス事業についてであります。熱量変更事業に伴う原料ガス種の変更、ガス料金の総原価見直し等による料金の改定を行うため、公営企業運営審議会の審議を経て、東北経済産業局と協議を重ねてまいりましたが、このたび、改定率は16.72%の内示がありました。標準的な家庭、22立方メートル使用で、月572円の負担増となる見込みです。新料金の実施日は、20年1月1日を予定しております。お客様からの理解をいただくために、広報、ホームページなどへ説明掲載し、折り込みチラシの配布などによって、お客様への周知を図り、御理解を得たいと考えております。今回の改定に伴い、合併協議事項である旧3町間のガス料金の統一も図られることとなります。今定例会に、条例改正(案)を提案しておりますので、よろしく願いいたします。

水道事業についてであります。合併協議事項の1つである旧3町間の上水道料金の統一に取り組んでまいりましたが、料金の統一構想、石綿管更新事業や旧施設の統廃合に要する費用、新規水源開発など将来の設備投資に要する費用などを精査し、これらを公営企業運営審議会に諮問したところ、改定率は10.5%が相当との答申をいただきました。標準的な家庭、24立方メートル使用で、地域にもよりますが、月196円ほどの負担増となる見込みです。今回の料金改定は、設備投資を必要最小限のものにとどめ、お客様の負担が大きくなるように設定したものであります。新料金の実施日は、20年3月1日を予定しております。今定例会に条例改正(案)を提案しておりますので、

よろしく申し上げます。

ガス事業、水道事業を将来にわたり安定的に維持するために、やむを得ない措置として料金の改定をお願いしているわけではありますが、これに加えて、最近の燃料価格の高騰などによりまして、家計の負担が重くなることが懸念されております。特に、ひとり暮らしの老人家庭や母子家庭など比較的所得の少ない家庭においては、大きな負担になるものと思います。市といたしましては、とりあえずは、20年度限りの措置として、このような方々への生活支援を行ってまいりたいと考えております。対象者の範囲、支給方法、実施時期等、具体的な制度内容については、今後検討の上、来年度予算に計上してまいります。なお、財源としては、今回提案しております税の前納報奨金制度の見直しから生じる経費などを充てたいと考えております。

今年度の非常備消防関係事業として、小型動力ポンプを第2分団第3部3班（水岡）と第5分団第2部3班（鈴）に、小型動力ポンプ付き軽積載車を第4分団第1部2班（赤石）と第6分団第4部2班（冬師）にそれぞれ配備しました。地域消防力の強化につながるものと期待しております。他の分団の装備についても計画的に整備を進めてまいります。

最後に、地球温暖化対策についてであります。地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に伴い、地方公共団体は温室効果ガスの排出抑制のために市町村実行計画を策定することとされました。にかほ市においても、県の活動推進員の助言を得ながら、来年4月からの実施に向けて策定作業を進めているところであります。具体的な取り組みとしては、平成24年度までに、市役所で使用する電気、ガス、水道、ガソリン、軽油などを7%削減することや、廃棄物の減量とリサイクル化などによって、温室効果ガスの排出量を抑制しようとするものであります。計画の実施に当たっては、職員1人1人の自覚と行動、市民の皆さんの理解と協力が不可欠となってくることから、事前の説明と周知には万全を期し、全庁が一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上で市政報告といたします。

議長（竹内睦夫君） これで行政報告は終わりました。

日程第4、報告第3号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について及び日程第5、報告第4号財団法人にかほ市開発公社の経営状況の報告についての2件、日程第6、議案第100号人権擁護委員候補者の推せんについてから、日程第26、議案第120号平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）までの21件、計23件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、提出しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

報告第3号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についてでございます。第15期決算及び第16期事業計画並びに予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものでございます。

報告第4号財団法人にかほ市開発公社の経営状況の報告についてでございます。第37期決算及び第38期事業計画並びに予算、象潟ねむの丘管理受託事業の第11期決算及び第12期事業計画、並びに予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をするものでございます。

議案第 100 号人権擁護委員候補者の推せんについてでございます。任期満了に伴う人権擁護委員の候補者として、新たに川上隆行氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

議案第 101 号郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてでございます。郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成 19 年 10 月 1 日から施行されたことから、関係条例を整備する必要があるため、条例を制定するものでございます。

議案第 102 号にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてでございます。統計法の全部を改正する法律が平成 19 年 10 月 1 日から施行されたことから、にかほ市個人情報保護条例中の引用部分の改正を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 103 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。人事院及び秋田県人事委員会の勧告にかんがみ、一般職の職員の給与の額などの改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 104 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。先ほども少し触れましたが、税の納期前納付に係る報奨金制度は、納税意欲の高揚と積極的に協力を得る目的で設けられてきたところでございますが、前納可能な経済階層の方のみが恩恵を享受していることと、普通徴収と特別徴収の取り扱いに不公平を来しておりますことから、平成 21 年度から廃止するものでございます。

議案第 105 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。健康保険法の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成 20 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 106 号にかほ市後期高齢者医療に関する条例制定についてでございます。平成 20 年 4 月 1 日から始まる後期高齢者医療について、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、市が行う後期高齢者医療の事務及び普通徴収によって徴収する保険料の納期は、市町村の条例で定めるところとされているため、条例を制定するものでございます。

議案第 107 号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定についてでございます。これも市政報告でも触れましたが、合併協議事項の 1 つであります 3 地区のガス料金の統一にあわせ、熱量変更事業に伴う原料ガス種の変更、ガス料金の総原価の見直しなどによるガス料金の改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 108 号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてでございます。合併協議事項の 1 つであります 3 地区の上水道料金の統一にあわせ、上水道事業の健全化と安定供給を図るための料金改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 109 号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定についてでございます。にかほ市水道事業給水条例の一部改正に伴い、新たに簡易水道等設置条例中に給水区分などを定義し直す必要が生じたため、関係条文を改正するものでございます。

議案第 110 号あらたに生じた土地の確認についてでございます。平沢字中町及び新町地先の公有

水面を昭和 58 年度から 61 年度に実施した平沢地区漁業集落環境整備事業で公園として埋め立てたことにより新たに生じた土地を、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 111 号字の区域の変更についてでございます。前議案と関係ありますが、平沢字中町及び新町地先の公有水面埋め立て工事の竣工により、市の区域内に新たに土地が生じたので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により字の区域を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 112 号土地の処分についてでございます。平沢地区の望海霊園などの土地 5 筆、5,412.91 平方メートルを、一般国道 7 号象潟仁賀保道路用地として国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所に売り払いをするものでございます。

議案第 113 号損害賠償の額を定めることについてでございます。これも市政報告で触れましたが、象潟海水浴場に存置するあずまやで、本年 6 月 10 日に発生しました屋根落下事故により損害を与えました被害者 3 人の方々に損害賠償を行うため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 114 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算(第 7 号)でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8,898 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 148 億 7,086 万 3,000 円と定めるものであります。

歳入の主なものとしては、財産収入では、北部工業団地及び望海霊園などの土地の売り払いで 5,573 万 5,000 円、また、諸収入において、本荘由利広域市町村圏組合負担金の過年度精算として 1,677 万円、防災行政無線への落雷に伴う共済金及び象潟海水浴場あずまやの屋根落下事故に伴う保険金として 769 万 7,000 円を計上したものであります。

また、歳出の主なものとしては、人事院勧告などを勘案した給与費改定及び国体の開催や災害などによる職員諸手当の増加により 566 万円、財政調整基金積立金として 4,915 万 9,000 円、防災行政無線への落雷に伴う修繕費として 662 万 9,000 円、あずまやの落下事故による被害者の皆様への賠償金として 119 万 2,000 円を増額計上しております。また、都市対抗野球応援ツアーの業務清算に伴い 495 万 4,000 円の減、老人福祉費の本荘由利広域市町村圏組合負担金の減額により 430 万 9,000 円などを減額計上したものであります。

次に、議案第 115 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第 3 号)でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8,623 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33 億 1,766 万 1,000 円と定めるものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金の小出・院内両診療所のレセプト電算処理のシステム導入に伴う補助金の追加として 200 万円及び療養給付費交付金 8,423 万 4,000 円を追加計上したものであります。また、歳出の主なものとしては、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費の増加により、8,907 万 1,000 円を、老人医療費拠出金の増加により 1,800 万円を追加計上したものでございます。

議案第 116 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第 2 号)でございます。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 69 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,647 万 8,000 円と定めるものでございます。

歳入の主なものとしては、老人保健診療報酬の減額により269万1,000円、レセプト電算処理システム導入に係る国民健康保険事業特別会計事業勘定からの繰入金として200万円を計上したものであります。また、歳出の主なものとしては、一般管理費の医師派遣委託料や各種設備保守管理委託料93万7,000円の減額などを行うものでございます。

議案第117号平成19年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ634万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,344万5,000円と定めるものでございます。

歳入につきましては、諸収入の消費税の還付に伴い1,176万7,000円を追加し、それに伴い一般会計繰入金を542万5,000円減額するものであります。また、歳出の主なものとしては、新設中継ポンプ場4ヵ所の12月稼働に伴う管渠管理費、下水道事業団との施設整備委託協定の変更に伴う下水道事業費の組み替えなどを行うものであります。

議案第118号平成19年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ73万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,674万円と定めるものでございます。歳入につきましては、消費税の還付に伴い、73万3,000円を追加計上したものであります。また、歳出の主なものとしては、一般管理費の消耗品費及び通信運搬費などを追加計上したものであります。

議案第119号平成19年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第3号)でございます。収益的支出について、ガス事業費用予定額に978万3,000円を追加し、収益的支出の総額を6億388万2,000円と定めるものであります。また、資本的支出について、資本的支出予定額から762万5,000円を減額し、資本的支出の総額を2億8,053万円と定めるものであります。支出の内容としては、人事院勧告などに基づく給与改定に伴う人件費の調整と、消耗品費のガスメーター費の予算組み替えを行うものであります。

議案第120号平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算(第3号)でございます。収益的支出について、水道事業費用予定額から48万9,000円を減額し、収益的支出の総額を4億3,908万3,000円と定めるものであります。また、資本的支出について、資本的支出予定額に59万4,000円を追加し、資本的支出の総額を3億2,263万9,000円と定めるものでございます。支出の内容としては、人事院勧告などに基づく給与改定に伴う人件費の調整と、料金改定に伴うシステム改修を行うものであります。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、可決決定くださるようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長(竹内睦夫君) これで市長による提案理由の説明が終わりました。

所用のため11時10分まで休憩します。

午前10時58分 休 憩

午前 11 時 12 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、それぞれの議案に対する担当部課長からの補足説明を行います。初めに、報告第 3 号及び報告第 4 号に対して産業部長より補足説明を求めます。

産業部長（岩井敏一君） 報告第 3 号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についての補足説明をいたします。第 15 期の決算報告及び第 16 期事業計画について御報告申し上げます。

2 ページをお願いします。貸借対照表であります。右側の負債の部の流動負債では、会計処理を月末締めとし、翌月の 15 日支払いの方法をとっておりますので、買掛金としての食事材料費や酒類、売店商品等の 327 万円や、未払い費用としての電気、水道、消費税、社会保険への会社支払い分 847 万円などで、1,520 万円であります。純資産の部では、資本金が 2,000 万円であります。

次に、3 ページの損益計算書であります。営業損益の部は、売上高として食事、酒類、売店等を初めとし、受託収益では、18 年 10 月から 19 年 3 月まで 6 ヶ月間の市からの分 1,200 万円、また、19 年 4 月から 9 月までの 6 ヶ月間の宿泊・休憩・入浴料などを含め、1 億 6,521 万 9,000 円であります。この額から、売上原価などの合計額 4,398 万 4,000 円を差し引いた売上総利益金額は、1 億 2,123 万 5,000 円になりますが、4 ページの販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益金額は 679 万円となり、受取利息を加えた経常利益金額は 684 万 9,000 円、そして、法人税等を差し引いた当期純利益金額は 494 万 6,000 円になります。

次に、10 ページになります。第 16 期の事業計画を御説明いたします。事業計画でありますけれども、第 16 期も、地域交流の拠点施設として、市民の健康の増進と福祉の向上を図り、地元の魚介類や野菜等を活用した料理の提供など、地域住民や利用者のニーズを大切に施設運営を目指してまいります。

11 ページになります。第 16 期事業計画予算になります。収入の部においては、宴会や宿泊、レストラン関係の食事や飲料の売り上げや、売店収益と宿泊・休憩・入浴料が主なもので、収入の合計額は 2 億 377 万円であります。次に、支出の部であります。それぞれの項目ごとに備考欄へその内容を付記しておりますが、支出の部の合計は 1 億 9,028 万円であります。最下段であります。収入の部から支出の部を差し引いた額の 1,349 万円が第 16 期の経常利益になります。

以上で、報告第 3 号の補足説明を終わります。

次に、報告第 4 号財団法人にかほ市開発公社の経営状況の報告について補足説明をいたします。

最初に、第 37 期財団法人にかほ市開発公社事業会計決算報告書について御報告いたします。2 ページになります。

第 37 期収支決算書であります。収入の部では、預金利息と配当金 2,057 円で、前期繰越収支差額 88 万 4,659 円と合わせ、収入合計は 88 万 6,716 円になります。下のほうの支出の部では、役員報酬と費用弁償など 5 万 2,310 円であり、収入合計から支出済み額を差し引いた次期繰越収支差額は 83 万 4,406 円あります。

次に、飛びまして、10 ページをお願いします。第 38 期財団法人にかほ市開発公社事業計画の収

入支出予算書を御説明いたします。

収入の部においては、利息等でありまして、また、支出の部におきましては、役員会開催に伴う報酬等や需用費で、収入支出額をそれぞれ 84 万 4,000 円としております。

次に、12 ページになります。第 11 期象潟ねむの丘管理運営受託事業会計決算報告書を御説明いたします。

14 ページです。収入の部の大科目 1 の事業収入ですが、営業収入では、売店収入や飲食収入などで、収入済み額は 4 億 9,521 万 6,000 円で、収入未済額は売掛金であります。

次に、16 ページの支出の部です。大科目 1 の事業費用であります。営業費用は 4 億 1,853 万円ですが、商品仕入や飲食材料等を初め、社員 9 人を初めとする臨時、パート、アルバイトの給与や手当のほか、営業用消耗品や施設維持管理費などがあります。また、未払額は会計処理を月末締めとしまして、翌月の 25 日支払いの方法をとっていることから、9 月分の買掛金などがあります。18 ページであります。中科目 2 の一般管理費用 1,355 万 7,000 円は役員報酬を初めとした事務関係費用の支出であります。これら以上の決算額により収入支出差引額は 4,816 万 4,000 円となり、また、次期繰越金額は 1,353 万 5,000 円であります。

次に、22 ページになります。貸借対照表でありますけれども、これまで収支決算書を報告いたしました。この収支決算書と貸借対照表や損益計算書、これらは消費税、それから減価償却費、棚卸高、預り金等の関係で、額が合わないということをご理解願いたいと思います。

右側の負債の部ですけれども、流動負債の買掛金や未払金は、収支決算書の支払額に当たる金額であります。資本の部では、当期末処分利益 5,364 万 7,000 円で、うち当期純利益は 386 万 8,000 円になります。

次に、23 ページの損益計算書です。売上高であります。飲食、売店収入などの合計額は 4 億 7,577 万 3,000 円であり、売上原価 2 億 4,853 万 9,000 円を差し引いた売上総利益は 2 億 2,723 万 4,000 円です。この額から、次のページの販売費及び一般管理費明細書の合計額になります。2 億 2,616 万 6,000 円を差し引いた営業利益は 106 万 7,000 円になり、これに営業外収益等を加え、経常利益が 259 万 4,000 円になります。この経常利益に特別利益を加えた当期純利益は 386 万 8,000 円になります。

次に、28 ページをお願いします。第 12 期象潟ねむの丘管理運営受託事業計画であります。第 12 期は開館 10 周年を迎えることから、これを契機に各種営業活動を積極的に展開するとともに、市民の総健康づくりに貢献し、地域に密着した施設運営を目指してまいります。

29 ページです。収入支出予算書ですが、前期の決算見込み額を算出して検討し、現時点で考えられる最低目標値により予算計上をしております。

31 ページからの支出の部です。収入にあわせて縮小の支出予算になっております。なお、支出予算全般にわたりコスト削減に努力をし、健全経営を行うことにより、36 ページの下段になりますけれども、予備費として 258 万 5,000 円を確保するものであります。

以上で、報告第 4 号の補足説明を終わります。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 100 号から議案第 104 号に対しての補足説明を総務部長から

求めます。

総務部長（佐藤好文君） 議案第 100 号人権擁護委員候補者の推せんについての補足説明はございません。

次に、議案第 101 号郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について補足説明いたします。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布され、平成 19 年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、日本郵政公社が日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社の 5 社に 10 月 1 日より分割民営化されました。このことにより、政治倫理の確立のためにかほ市長の資産等の公開に関する条例、にかほ市職員等の旅費に関する条例、及びにかほ市風致地区内における建築等の規制に関する条例の 3 条例に、条例中の一部を改正する必要が生じたものでございます。施行日を 10 月 1 日にさかのぼり適用する旨の改正でございます。

議案第 102 号にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について補足説明いたします。

第 44 条第 1 項の改正については、統計法が全部改正されたため、引用していた文言を改めるものでございます。条文中、統計調査にかかわる調査表情報、並びに事業所母集団データベースに含まれる個人情報にかかわる秘密の保護罰則規定については同法で定めているため、条例の適用外とするものでございます。

議案第 103 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について補足説明いたします。

今回の給与改正による該当者は、1 級 1 号から 3 級 16 号までの 33 歳未満の若年層を中心に 88 人で、月額 200 円から最高 2,000 円のアップとなります。また、8 条 3 項の扶養手当が 6,000 円から 6,500 円に、改正による該当者が 127 人であります。なお、条例の施行月日は平成 20 年 1 月 1 日からでございます。

議案第 104 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について補足説明いたします。議案集の 17、18 ページと、配付してございます資料をごらんください。

改正の内容は、提案理由のとおり、前納報奨金制度を平成 21 年度から廃止するものでございます。経過措置として附則第 2 条に、平成 20 年度の交付率を 100 分の 5 として、21 年度より全面廃止することとしております。これにより、21 年度においては、約 2,000 万円の経費節減となる見込みでございます。参考までに、県内の他市町村の状況は、廃止した自治体が 20 市町村、今後廃止する予定の自治体がにかほ市を含めて 3 市町村となっております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 105 号、並びに議案第 106 号に対して、市民部長。

市民部長（池田史郎君） それでは、議案第 105 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について補足説明いたします。

市長の提案理由の説明にもありましたが、健康保険法等の一部を改正する法律及び国民健康保険税法の施行令等の一部を改正する政令の施行月日が平成 20 年 4 月 1 日となっていることに伴い、今回、改正するものでございます。今回の改正は、ある一定の世帯構成条件や、その他の条件に当て



はまる場合、国保税を年金から特別徴収できることとするものでございます。基本的に年金から国保税を特別徴収できる条件とは、国保世帯を構成する被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主で、なおかつ年額18万円以上の年金を受給していること、さらには、国保税と介護保険料との合算額が年金額の2分の1を超えていないこととされております。支給年金の額の条件は別として、世帯構成の類による徴収方法の判定の例の一部を挙げてみますと、例えば世帯主が72歳、奥さんが68歳の場合で、2人だけの国保世帯の場合は特別徴収となります。しかし、世帯主が72歳で、奥さんが63歳の2人だけの国保世帯の場合は普通徴収という形になります。このほかにもさまざまなケースが考えられますが、このように条件によって特別徴収世帯は限られてくるわけでございまして、10月31日現在で、にかほ市の国保の世帯は5,377世帯ございますが、このうち16.7%に当たる約900世帯が対象になると見込まれております。以上でございます。

続いて、議案第106号にかほ市後期高齢者医療に関する条例制定について補足説明いたします。

この条例は、第1条に定めるとおり、法令及び広域連合条例に定めがあるもののほか、にかほ市が行う後期高齢者医療の事務について定めるものでございます。

第2条は、市が行う事務を定めております。各種申請書の受付、または通知書の引き渡し、これからの事務に付随する事務等々で、第1号から第8号までとなっております。

第3条は、保険料を徴収する被保険者について、第1号から第4号の場合に、にかほ市に住所を有する被保険者を定めております。

第4条は、普通徴収に係る保険料の納期等について定めたもので、納期は7月の第1期から、2月末までの8期とすることを定めております。

附則第1条にありますように、この条例は、後期高齢者医療制度と同じ、平成20年4月1日から施行するものとするものでございますけれども、激変緩和措置として、附則第2条で、被保険者にかかる保険料の徴収の特別措置として、平成20年4月から9月までの6ヵ月間、凍結することを定めております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第107号及び議案第108号に対する補足説明をガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、議案第107号の説明に入ります。

説明に入る前に、ちょっとミスプリントがありましたので、申しわけありませんが、訂正をお願いしたいと思います。30ページをお願いいたします。中段の第24条(1)の調整料金単価の括弧内に「1平方メートル当たり」と記載してありますけれども、「1立方メートル」の誤りでございますので、訂正をお願いしたいと思います。同じように、その下の(2)も同様に「平方メートル」となっていますけれども、「立方メートル」でございますので、訂正をお願いしたいと思います。

36ページをお願いいたします。下段の表になりますけれども、「団体用」、並びに「工業用」のほうで、「税込」、「税抜」の記載がございますけれども、料金のほうです、「団体用」「工業用」どちらも「税込」となっておりますけれども、上段のほうは「税抜」でございますので、こちらのほうも御訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけありませんでした。

【「もう一回」と呼ぶ者あり】

ガス水道局長（須田登美雄君） 36ページの下段の表です。種別の「団体用」「工業用」の「料

金」のところに、括弧内ですが、どちらも「税込」という記載になっております。括弧内のほうの上のほうが「税抜」です。「団体用」のほうが「税抜」、工業用のほうも、上段のほうが「税抜」でございますので、訂正方お願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 皆さん、よろしいですか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、改めまして、議案第 107 号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について補足をいたします。皆様のほうに、説明資料ということでお渡ししておりますので、そちらを見ながらお願いいたします。

それでは、説明資料のほうをごらんください。本条例につきましても、市長のほうからも説明ありましたとおり、料金改定に伴いまして、各旧町ごとに異なっていましたガス種、料金等の統一をするものであります。アンダーラインの部分に変更部分ということでございますので、よろしくお願ひいたします。

第 16 条関係の供給ガスの熱量等であります。供給するガスの比率等の条件部分を示す三大要素であります熱量、圧力、燃焼性の変更であります。熱量につきましては、これまでのものから新たに 46 メガジュールというものに統一するものでございます。それから、供給圧力もこれに伴いまして、最高が 2.5、最低が 1.0 というふうに直されております。燃焼性につきましても、この 13A ガスにつきましても燃焼性の範囲が定められておりますので、(3)の燃焼性、それからウォッペ指数というものにつきましては、この 13A ガスの燃焼範囲というものが定まっておりますので、これらを表示したものでございます。

2 ページをお願いいたします。24 条の単位料金の調整であります。これは原料調整制度ということで、購入している原料ガス、LNG 及びプロパン等のガスでありますけれども、これらについては全部が輸入品でございまして、為替レート、その他の外的要因によりまして価格の変動が常に行われているものでございます。これらの価格変動を速やかにガス料金に反映させるために、自動的にガス料金を調整するという制度で、平成 7 年から改正されているものでございます。財務省の貿易統計の数量をもとにして、定期的に算定するものでございます。従来、金浦地区、並びに象潟地区においては、プロパンにおいて LPG を対象に設けられておりましたけれども、今回の改定によりまして、プロパンに、さらに LNG ガスというものの両方が対象となって作成されたものでございます。

第 24 条の第 1 項では、四半期ごとに算出される原料の平均価格、これら基準平均価格に対して 5% の増減、上回ったり下回ったりした場合には、第 1 号並びに第 2 号の算式によって計算を行い、適用としていくというものでございます。変動幅が 5% 以内であれば料金への変動はございません。

3 ページをお開きください。上のほうに平均原料価格ということで 4 万 8,800 円示されております。これは平成 19 年 7 月から 9 月までの 3 ヶ月間の LNG 及び LPG プロパンの貿易統計値をもとに算定されたものでございます。第 2 号ですけれども、平均原料価格の算定方法を示すとともに、その金額が基準平均原料価格の 60% 以上になった場合の上限を示すものでございます。これの原料費調整制度の適用の範囲内は、上限が 60% までの許容と、下限はどこまでも下がっていくというふ

うな制度でございますので、上限がこれ以上になってももう料金には反映しないということをあらわしているものでございます。

4 ページです。(4)のほうですが、これまでのプロパンにつきましては半期ということで6ヵ月間のものでやってまいりましたけれども、今度は主原料がLNGということでございまして、4分の1半期、3ヵ月ということで、3ヵ月ごとに見直しを図っていくというものでございます。

5 ページをお願いいたします。本支管工事費の本市負担額でございます。これはガスの供給条例の中で、使用者の申し込みに伴う本支管の工事が発生したときの市の負担額を定めたもので、この額を超えた場合においては申込者から料金をいただくという制度でございます。従来、3地区で異なっておりましたけれども、今回の料金の統一にあわせまして、これまで一番負担額の高い金浦町にあわせまして今回の額を設定したものでございます。本市負担額が高くなればなるほど、市民への負担は少なくなるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

7 ページをお願いいたします。別表第2の一般契約に適用する料金表でございます。従来の3地区の料金から今回、市として一つに統一されたものであります。1の適用区分、料金表A、これは今までのA、B、Cというものの範囲を新たに改定いたしまして、象潟地区の区分設定として、今までの区分に合わせた形のもので設定しております。早収料金の算定方法、(2)のほうでございます。これは今までの料金と、それから、先ほど申し上げました四半期ごとの単位調整料金のものを計算したものが適用を定めているものでございます。料金への転化は前々の四半期のものを適用するというものでなっております。今のものでなくて、前々の四半期のもので、これを算定していくということでございます。

8 ページをお願いいたします。料金表でございます。1ヵ月当たりの基本料金、並びに従量料金をこのように定めたものでございます。Aの基本料金が600円、従量料金が154円というふうな形で新たに定めたものでございます。Bにつきましても同様に、基本料金、並びに従量料金ということで設定したものでございます。Cも同様でございます。

14 ページをお願いいたします。附則です。施行期日につきましては、市長からもありましたように、20年1月1日を予定しているところでございます。2の生活保護世帯についての特別措置でございます。アまたはイのいずれかに該当する使用者から申し出があったときは、半期、6月30日までに限り、新規料金のいずれか安いほうで対応するというふうな制度でございます。今回初めての採用となりますので、これらの具体的な取り組みについては、現在、福祉事務所、並びに税務課のほうと協議を進めているところでございます。3につきましては、条例が施行された後の日割り計算等を定めたものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第108号、水道事業のほうでございます。

同様に資料のほうをごらんください。こちらのほうも、市長のほうからも説明がありましたとおり、本条例は料金改定にあわせまして、料金の統一、並びに用途の統一を図っていったものでございます。

それでは、3条の定義から入ります。1ページでございます。これまで3町ともおのこの料金体系で行ってききましたから、用途の定義は、名前は似ておりましたが、それぞれ違っておりました。

それで、今回は、家事用、営業用、団体用、工業用、臨時用の5つにまとめたものでございます。これらの細部につきましては、使用に当たっては、これまでの用途の違い等を考慮しまして、十分内部で内規の作成をやっていきたいというふうに考えております。

3 ページをお願いいたします。料金表です。これまでの料金をこのように改めるということでございまして、市政報告にもありましたけれども、平均の改定率は10.5%、標準的な家庭では、24立方使用した場合においては、地区にもよりますけれども、196円の負担増となる見込みでございます。

7 ページをお願いいたします。附則であります。施行期日につきましては、ガス事業の料金改定もありますので、負担増を緩和するためにもということもありまして、3月1日からの料金改定と予定しているところでございます。また、2につきましては、経過措置として日割り計算等の算定の方式を載せているものでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第109号に対する補足説明を市民部長より行います。

市民部長（池田史郎君） それでは、議案第109号について補足説明いたします。

これまでの簡易水道事業等における種別の定義につきましては、ただいま説明ありました上水道に関してのにかほ市水道給水条例にゆだねる形の条文になっておりました。今回、水道給水条例の改正で、上水道における種別の定義が新たに統一されたことに伴い、旧町ごとの種別の定義を簡易水道等の事業の設置条例で定める必要があるため、今回改正するものでございます。すなわち、現在、市内に11カ所ある簡易水道等について、今後整備を進め、将来的に運営や施設を統合し、最終的には上水道に移管したいという考え方がございます。それまでの間については、旧町より引き継いでおります現在の種別の定義で運用するという考え方に基づくものでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第110号及び議案第111号に対する補足説明を産業部長より行います。

産業部長（岩井敏一君） 議案第110号あらたに生じた土地の確認についての補足説明をいたします。現在、市民の憩いの場になっております潮風公園でありますけれども、旧仁賀保町では昭和58年度から61年度までの事業年度で、にかほ市平沢字中町と新町の地先において、公有水面埋立法に基づく平沢地区漁業集落環境整備事業により1万7,460.56平米の造成を行っておりますが、この埋立地をにかほ市の面積に算入するための手続であります。

なお、この議案と次の議案、第111号とも、議会で議決をいただきますと、その後、県知事へ届け出るようになりますが、県知事が告示をすることにより効力が発生し、国土地理院がにかほ市の面積に算入することになります。

次の議案第111号であります。議案第110号で確認をお願いしております平沢字中町と新町地先の公有水面埋立地を隣接地であります中町の区域に編入するものであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第112号に対する補足説明を建設部長。

暫時休憩します。

午前 11 時 51 分 休 憩

午前 11 時 52 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。  
昼食のため、午後 1 時 10 分まで休憩します。

午前 11 時 52 分 休 憩

午後 1 時 10 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 112 号に対する補足説明を建設部長。

建設部長（金子則之君） 議案第 112 号について補足説明をいたします。

日沿道の用地買収に伴い売り払いするものであります。46 ページの図面を見ていただきたいと思います。下の方の黒塗りの部分が予定地となっております。墓地公園の西側、左のほうから、団子坂 1 番、その下の三角地が地目が原野でありますけれども、宅地並みの評価を得ております。進入路を挟んで左のほうから団子坂 146、144、右のほうは団子坂 2 番となっております。合わせまして、5,412.91 平米でございます。11 月 9 日の協議書に基づきまして、秋田河川国道事務所のほうに処分するものであり、面積要件の 5,000 平米及び金額が 2,000 万円以上となることから、議会の議決を求めるものであります。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 113 号に対する補足説明を産業部長より行います。

産業部長（岩井敏一君） 議案第 113 号の補足説明をいたします。参考資料をお手元にお届けしておりますので、御参照願います。

事故発生後の状況については、9 月定例議会で経過報告をしております。そして、その後も、損害賠償額について、被害者や県、損害保険会社等と協議を重ねてまいりました。治療費、休業損害及び慰謝料を含めた市の損害賠償額は別紙のとおりであります。県との協議の中で、負担割合を 5 割・5 割としておりますので、県でも 3 名の方々へ市と同額を支払うための手続を進めております。

重傷を負われました当市の佐々木さんにつきましては、退院後も損害賠償額の話し合いを重ねてきておりますが、その中でも、慰謝料のとらえ方について十分な話し合いを行ってきております。市が加入しております賠償責任保険会社からは、精いっぱい努力をしていただき、提示いただいた慰謝料は 60 万円でありましたが、なおかつ弁護士等の意見を伺いながら、誠意を持って調査・検討をし、裁判所において判例・実例をもとに採用している入・通院慰謝料に関するケース等をもとに算出いたしました。その額は保険会社の慰謝料提示額より 24 万 4,677 円増の 84 万 4,677 円になりました。

損害賠償額の内訳は、本日皆様へお配りしております参考資料のとおりで、保険金対応額 201 万

7,709 円に、慰謝料における裁判例額による 24 万 4,677 円を追加し、合わせて 226 万 2,386 円であります。また、由利本荘市の方々については、長い時間が経過してしまいましたが、損害保険会社ではそれぞれの状況に応じて、治療費、休業損害、慰謝料を算出し、8 万円、4 万円の提示であります。いずれも市の負担は県との関係で 2 分の 1 の額になりますが、3 名の方々には、別紙によるそれぞれの賠償額で示談に応じていただけるよう話し合いをしているところであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 114 号の補足説明に入ります。初めに、歳入について、総務部に関することを総務部長より行います。

総務部長（佐藤好文君） 議案第 114 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）についての総務部関係の歳入補正の主なものを御説明いたします。

6 ページをお開きください。第 2 表は地方債の補正ですが、道路整備関係事業費の組み替えに伴い、それぞれの起債の限度額を変更するものでございます。

10 ページをお開きください。16 款 2 項 1 目 1 節土地売払収入の 5,573 万 5,000 円は、ただいま説明申し上げました議案第 112 号土地処分についての一般国道 7 号象潟 - 仁賀保間の道路用地分として 2,102 万 1,056 円、それから、ミサキ化学工業株式会社への象潟北部工業団地内の土地 3,185.81 平米の売却分 2,891 万 1,000 円、ほかに、遊休市有地の購入入札により金浦地内の土地つき住宅 1 軒について、由利本荘市の有限会社岩城エステートに売却しておりますが、そのうち、土地 244.36 平米の売却分 454 万 5,656 円も含まれております。その他、法定外公共物の払い下げ 7 件など、全 10 件分の土地売り払い収入となっております。

11 ページをお開きください。同じく 2 節建物売払収入ですが、ただいま御説明いたしました購入入札による家屋分、木造かわらぶき 2 階建て 1 棟、延べ床面積 116.02 平米の売却代金でございます。

20 款 4 項 6 目雑入のうち、都市対抗野球応援ツアー参加費については、精算に伴う補正で、当初予定参加者を 485 名と見込んでおりましたが、実績では 240 名でございました。したがって、それに基づき 305 万円を減額するものでございます。同じく共済金 662 万 9,000 円は、去る 10 月 22 日、11 月 8 日の二度にわたる落雷により防災行政無線の長岡局及び大須郷大道下局の設備に被害を受けたものに対する修繕費用に対する共済金でございます。修繕費用についてはすべて共済金で賄うこととしております。同じく支障物件等補償費 545 万 6,000 円は、先ほどの用地買収にかかわる墓地公園等のあずまや工作物等の移転補償となっております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、市民部に関する説明を市民部長より行います。

市民部長（池田史郎君） それでは、市民部関係の歳入について御説明申し上げます。

9 ページでございます。14 款 2 項 2 目 1 節環境衛生費補助金 14 万 3,000 円は、金浦地区で新たに合併浄化槽 7 人槽を設置する方がありまして、そのことへの国からの補助金、さらに、当初別件で 5 人槽を予算措置しておりましたが、その補助金の確定によるものが主な内容でございます。このことに関連して、次のページで県補助金でも同額の補正をしております。

11 ページ、20 款 4 項 6 目雑入で、リサイクル施設負担金清算金 293 万 9,000 円を補正しておりますが、これは由利本荘市にありますリサイクル施設の平成 18 年度分の精算によるものでございま

す。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、健康福祉部に関する説明を健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、健康福祉部所管の補正について主なものを御説明、歳入について御説明いたします。

9ページをお開きください。14款1項1目の1節社会福祉費負担金171万9,000円ですが、これは歳出で自立支援医療給付費の厚生医療分として343万8,000円を増額補正計上していますので、これに伴う国の負担分4分の2相当額を歳入としたものであります。

それから、10ページをお開きください。これにつきましては、民生費国庫負担金同様、県負担分として4分の1を見込んだものであります。

それから、11ページでございます。20款4項6目の1節雑入のうち、上段から5番目の1,677万円は広域市町村圏組合の平成18年度介護保険特別会計による介護給付費分担金等の精算によるものであります。それから、このほか、雑入におきまして、地域支援事業などの実績や今後の見込みなどを勘案いたしまして、利用料及び委託料、合わせて335万5,000円の減額補正となっております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、産業部に関する補足説明、産業部長より行います。

産業部長（岩井敏一君） 産業部の主な歳入について御説明申し上げます。

9ページの一番上になりますが、13款1項6目1節商工使用料の鶴泉荘使用料ですが、これまでの利用状況から、236万4,000円を補正計上するものであります。

10ページになります。15款2項4目農林水産業費県補助金の1節農業費補助金ですが、目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業補助金の50万8,000円は、花壇花苗用の施設園芸パイプハウス1棟と、9月補正で可決いただきました畑営農組合の水稲コンバインの事業費の変更に伴う12分の4の県補助金の増額補正であります。その下の緊急農村整備事業費補助金は、県内における8月、9月の豪雨災害に対する県の支援補助金で、農地への土砂流入による堆積物等の除去費用に対する3分の1の補助率で、4件分、35万3,000円を計上しております。

11ページです。20款4項6目1節雑入のうち、下から4行目の平成12年度農業生産総合対策事業補助金返還金44万円は、JAでは今年度の西部地区カントリーエレベーター増設工事に伴い、12年度に施工しましたアスファルト舗装部分を撤去しての工事になりましたので、その部分に関する残存価格分を国、県、市へ当時の補助率に応じて返還するものであります。下から2つ目の総合賠償補償保険金106万8,000円は、議案第113号で御説明のとおり、市が加入しております株式会社損害保険ジャパンからの賠償保険金であります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、同じく議案第114号の歳出について、それぞれの担当部長より説明いたします。初めに、総務部に関する説明を総務部長よりお願いします。

総務部長（佐藤好文君） 総務部関係の歳出補正の主なものを御説明申し上げます。

初めに、全般にわたる給与関係予算の補正については、議案第103号に基づく給与改定分のほか、わかずぎ国体や集中豪雨等による災害復旧に伴う時間外手当等でございます。また、11月1日付発令の人事異動に伴う予算の組み替え補正も含まれてございます。

13 ページをお開きください。2 款 1 項 1 目一般管理費の 1 節報酬 18 万 6,000 円は、特別職報酬等審議会委員報酬で、委員 10 名による 3 回の委員会開催分を計上しております。

14 ページをお開きください。13 節委託料の都市対抗野球応援ツアー業務委託料は、歳入での説明のとおり、応援ツアー参加者が少なかったことによる減額補正でございます。2 目財政管理費 25 節積立金であります。財政調整基金 4,915 万 9,000 円を積み立てるものでございます。これにより、補正後の財政調整基金残高は、10 億 3,012 万 7,000 円となる予定でございます。

16 ページをお開きください。2 款 5 項 2 目指定統計調査費 17 万 6,000 円の補正ですが、5 年に一度、小売り店舗、飲食店、サービス業を営む事業所等を調査対象として行われるもので、全国物価統計調査に伴う経費の補正です。県からの委託事業となっております。

17 ページ、18 ページの 2 款 8 項 3 目象潟センター管理費は、11 節の燃料費 113 万円、13 節の委託料、70 万円はともに鶴泉荘の国体開催期間の利用客増などに伴う今後の不足分としての補正でございます。

28 ページをお開きください。9 款 1 項 5 目災害対策費の 11 節修繕料は、同じく歳入で御説明いたしました防災行政無線設備の修繕経費でございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、同じく歳出に関する市民部に関することは市民部長の説明を求めます。

市民部長（池田史郎君） それでは、市民部関係の歳出について御説明申し上げます。

15 ページでございます。13 節委託料 22 万 4,000 円は、住民基本台帳のネットサーバーの移設費用でございます。現在、金浦庁舎 1 階にあるサーバーを 3 庁舎で利用しているわけですが、契約の更新とあわせて、担当課のある仁賀保庁舎に移設して、管理の徹底を図ろうということでございます。

次に、16 ページ、2 款 7 項 3 目防犯街灯等対策費 580 万円の補正は、街灯の電気料にかかるものでございます。

次、21 ページでございます。3 款 4 項 3 目 19 節 335 万円は、後期高齢者医療制度の開始に向けた広域連合電算処理システムの整備費用にかかる国庫補助金が確定したことを受けまして、後期後期高齢者広域連合の負担金の追加分として補正をお願いするものでございます。

次のページ、4 款 1 項 6 目環境衛生費 19 節の補助金 69 万円は、歳入でも御説明申し上げました 7 人槽、合併浄化槽設置に対する補助金でございます。4 款 2 項 2 目清掃センター運営費の光熱水費 174 万円は、主として清掃センターの電気料の補正でございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、同じく健康福祉部に関する説明を健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、健康福祉部所管の歳出についての主なものを御説明いたします。

18 ページをお開きください。3 款 1 項 2 目 13 節の委託料でありますけれども、これは増額、減額の差額といたしまして、133 万 8,000 円を減額しておりますが、まず生活管理指導短期宿泊事業に 109 万 6,000 円を増額いたしました。これは、虐待や DV などの疑いがありまして、自宅に住めない事例が発生しているためのもので、一時的に養護老人ホーム等に緊急に短期入所させる必要があ



るためのものであります。減額につきましては、外出支援サービス等の実績、あるいは今後の見込み額を勘案いたしまして、合わせて243万4,000円の減額としたものであります。同じく19節負担金補助及び交付金の430万9,000円の減額であります。これは本荘由利広域市町村圏組合の特別養護老人ホーム広洋苑の移転改築にかかわる建設債の償還費分担金の減額といたしまして、特別養護老人ホーム財政調整基金からの繰入金を充当したことにより市の負担が少なくなったためのものであります。

それから、19ページ、3款1項3目1節の報酬5万6,000円と、9節の旅費6,000円につきましては、にかほ市障害者自立支援協議会設立による委員報酬と旅費であります。それから、20節の扶助費480万4,000円の増額であります。一番上の知的障害者通勤寮給付費から、共同生活援助給付費、これまでの支払いについては、10月から国保連合会が委託を受けまして、一括請求してくることになったことによりまして、当初予算歳出への振り分けができなくなったため、これらを減額し、その同額を障害者サービス費として一本化して組み替えしたものであります。増額につきましては、日中一時支援事業給付費は、障害児の長期休みの利用者が見込まれるため、それから、日常生活用具給付費は住宅改修費の申請増により、また、身体障害者更生訓練は新規対象者の増によるものであります。また、歳入で申し上げましたけれども、自立支援医療給付費343万8,000円につきましては、主に腎臓機能障害に係る厚生医療費の増大が予測されるために増額補正したものであります。

それから、同じく19ページの4目13節委託料274万4,000円の減額でありますけれども、これも今までの実績、あるいは今後の見込みなどを勘案いたしまして、それぞれ減額補正したものであります。

それから、20ページをお開き願います。7目の福祉施設管理費の備品購入費27万6,000円でありましてけれども、これは午ノ浜温泉と老人福祉センターのストーブが故障したために、そのための備品購入費であります。

それから、22ページをお開きください。4款1項5目11節需用費27万7,000円でありましてけれども、これは「スマイル」の受水槽の給水バルブが故障しまして、それにかかわる修繕料でございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、産業部に関する補足説明を産業部長より行います。

産業部長（岩井敏一君） 産業部関係の主なものについて御説明いたします。

23ページの下段になります。6款1項3目農業振興費の19節目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業補助金68万5,000円は、歳入の県補助金に市のかさ上げ分、12分の1と12分の2をそれぞれ追加して補助をするものです。

次の豪雨災害対策資金利子補給補助金は、県の経営再建生産施設復旧支援資金と、市の災害復旧支援資金利子補給補助金の2つの資金制度の利子補給分でありまして、貸付者が確定しておりませんので、1,000円を計上しております。

24ページになります。4目生産調整推進対策費の19節集落営農組織転作重点作物種子等導入事業補助金は、各組織の事業費が確定しましたので、大豆種子代18組織分と、バレイショ種子代3組織

分の種子購入費の4分の1を助成として111万3,000円を計上しております。

25ページになります。7款1項2目商工振興費の19節秋田県経営安定資金融資保証料補助金は、11月末日現在で32件分、493万5,000円の補助金を支払いしてきておりますが、今後、新規借り入れ22件が見込まれることから、400万円を補正計上しております。

次に、7款2項1目観光総務費の19節特産開発助成金は、上郷地域の1団体がソバの販売を目指し、製粉機等の設備投資への助成要望があり、現予算額不足分の30万円を計上しております。2目観光施設費13節の委託料35万円は、「サンねむの木」の今後の方策等の検討のために、土地建物等の不動産鑑定委託料を計上しております。

26ページです。7款3項2目公園管理費15節の工事請負費では、小砂川海水浴場トイレの解体工事費を措置しておりましたが、その後の集落との協議により、水洗トイレ改修工事費として50万円を計上しております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、建設部に関する補足説明を建設部長より行います。

建設部長（金子則之君） 26ページ、27ページをお開き願います。27ページの8款です。2項道路橋梁費2目の道路橋梁維持費15節工事請負費については、地方道路整備臨時交付金事業である中野前川線の設計委託の請負差額を道路舗装修繕を行いたいことから、334万5,000円の補正をお願いするものであります。3目道路橋梁新設改良費の13節委託料の減額は、中野前川線測量設計委託の請負差額334万5,000円と、仁賀保幹線の基本測量設計業務を2工区に分け、今年度は消防本部からカントリーエレベーターまでの約2キロメートルについて発注し、1,250万円の減、合わせて1,584万5,000円の減額となりますが、新たに役場1号線の延伸部分、八木電子周辺までの測量設計と、8月から9月にかけての豪雨で被災した横岡地区清水川にかかる殿村橋の設計業務にかかる費用350万円を差し引いた残額1,234万5,000円を減額するものです。

15節工事請負費1,200万円の増額は、殿村橋のかけかえ工事に3,500万円を要しますが、役場1・2号線での請負差額及び民間業者による宅地造成に伴い、土どめ擁壁の工事が不要になることなどから、2,300万円の減額となり、差し引き1,200万円の増額となったものであります。

22節の300万円の減額は、役場1・2号線に係る水道管移設補償について、補償計算方法を経年減耗算定方式としたために減額するものであります。

次に、都市計画総務費です。13節、15節の増額は日沿道用地買収補償に伴う、あずまや、街灯、階段手すりの解体工事及び立木伐採業務を委託するものであります。

28節繰出金542万5,000円の減額は、公共下水道事業特別会計が、消費税還付金確定などにより見直され、減額することとなったものであります。

次のページをお開き願います。5項1目住宅管理費11節修繕料250万円の増額は、給水、給湯、排水、電気ガス設備及び退去などに伴う修繕費用が不足のために増額するものであります。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後1時43分 休 憩

午後1時44分 再開

議長（竹内睦夫君） 会議を再開します。

次に、教育費に関する補足説明を教育次長から行います。

教育次長（小柳伸光君） それでは、教育委員会所管の補正予算の主なものについて御説明いたします。

ページは29ページでございます。10款1項2目事務局費のうち、4、共済費、労働保険料51万7,000円とあります。これは、学校や教育施設に勤務する臨時職員の労災保険でございますが、今までは、公務員災害補償制度ということで加入しておりましたけれども、秋田県市町村総合事務組合のほうから、学校や教育施設に勤務する臨時職員については労災保険が適用されるとの指導によりまして、新たに労災をかけるということでございます。

それから、10款1項3目の教育助成費の中に、13委託料に、教育システムカスタマイズ委託料というのがございます。これは児童生徒の健康診断の結果を本荘由利医師会のパソコンにデータを直送できるようにするために、パソコンシステムの変更をするものでございます。

それから、10款2項1目、小学校費の学校管理費の中の委託料、減額250万円になっておりますが、これは請負差額によるものでございます。

30ページでございます。同じく10款2項小学校費の15節工事請負費、平沢小学校の給食用昇降機ということで100万円ほど計上してございますが、これは制御盤の修繕をするものでございます。それから、小出小学校の音響装置設置工事ということで45万円ほど計上しております。これは、象潟中学校に現在あります音響設備を、そのまま使用可能なために小出小学校のほうに移築するものでございます。

それから、10款3項中学校費ですけれども、1目の学校管理費、賃金に6万5,000円ほど補正しております。これは校務員の賃金分でございます。それから、12節の役務費ですが、手数料として41万円ほど計上しております。これは象潟中学校の移築に伴う、大金庫とかそういう大きな備品を移すための手数料でございます。

それから、31ページになりますけれども、10款4項3目金浦公民館費の備品購入として34万8,000円を計上しております。これは、横断幕とか垂れ幕のプリンタの1台分ということで計上しております。

次のページ、32ページになります。10款4項の11目文化財保護管理費でございます。その8節報償費でございますが、国指定等申請調査謝礼ということで24万円計上しておりますが、これは鳥海山信仰にかかわる史跡を国指定の文化財にするための調査をするための調査員に対する謝礼でございます。

それから、33ページ、10款5項保健体育費の6目、象潟給食センター費の中で、需用費、光熱水費170万円ほど補正しております。これは、新しい施設の稼働でもございまして、当初予算ではちょっと不確定な要素があったということと、それから、LPガスが大幅な値上げになったために補

正するものでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 115 号及び第 116 号に対する説明を市民部長から行います。

市民部長（池田史郎君） それでは、議案第 115 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）の概略について御説明申し上げます。

6 ページの歳入から御説明いたします。4 款 2 項 1 目 1 節の財政調整交付金 200 万円、これはこれまでに進めておりました小出・院内両診療所のレセプトシステム導入分として交付されるものでございます。

5 款 1 項 1 目療養給付費交付金は、1 節の現年度分として 5,420 万 6,000 円、2 節の過年度分として 3,002 万 8,000 円が診療報酬支払基金から追加交付されるものでございます。

7 ページの歳出でございます。1 款 1 項 1 目 28 節繰出金 200 万円は、先ほど歳入で申し上げました診療所のレセプトシステムの導入分の交付金を施設勘定の特別会計に繰り出しするものでございます。

2 款 1 項 1 目 19 節 1,800 万円は、一般被保険者に係る療養給付費の仁賀保と金浦分が不足すると見込まれるための補正でございます。2 目の 19 節、7,107 万 1,000 円は、退職被保険者に係る療養給付費が 3 地区とも不足すると見込まれるため、補正するものでございます。3 目 19 節 192 万 9,000 円は、一般被保険者に係る療養費が仁賀保地区、金浦地区で不足すると見込まれるため、補正をお願いするものでございます。

2 款 2 項 1 目 19 節 250 万円は、一般被保険者高額療養費の金浦分が不足すると見込まれるための補正でございます。2 目 19 節 284 万円は、退職被保険者等高額療養費の象潟分が不足すると見込まれるため、補正をするものでございます。

次に、8 ページでございます。3 款 1 項 1 目 19 節 1,800 万円は、金浦の老人保健医療費の拠出金が不足すると見込まれるため、今回補正をお願いするものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第 116 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 2 号）の概略について御説明いたします。

歳入については、老人保健の診療報酬 269 万 1,000 円の減額補正と、先ほど事業勘定でも申し上げましたレセプトシステムの導入事業に対する調整交付金の 200 万円、これが国保の事業勘定からの繰入金でございます。

歳出については、システム導入の保証期間ということで、今年度はその分の保守委託料がかからないことになったことによる 78 万 7,000 円の減額、また、当初見込んでいた由利組合総合病院からの医師の招聘が 9 月からとなったことによる減額が主な内容となっております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 117 号に対する補足説明を建設部長のほうから求めます。

建設部長（金子則之君） 議案第 117 号について補足説明をいたします。

歳入ですが、6 ページをお開き願います。4 款 1 項 1 目一般会計からの繰入金は 542 万 5,000 円減額とし、6 款 3 項 1 目雑入の 1,176 万 7,000 円の増額補正は、前年度の消費税還付金の確定により計上するものであります。

歳出関係です。7 ページをごらんください。1 款 1 項 2 目の管渠管理費の 11 節需用費の 578 万 6,000

円の増額補正は、今月中に新たに供用開始となる金浦の久根添、黒川、平沢の芹田、鈴の4つの中継ポンプ場の電気、水道の光熱水費であります。13節委託料の270万円の増額補正も、同じく4つの中継ポンプ場の管理委託料であります。3目笹森クリーンセンター費の11節需用費の120万円の増額補正は、処理施設3系列の2分の1の供用開始に伴う薬品類などの消耗品費、同じく50万2,000円の増額補正は、新設分の電気、水道の光熱水費であります。13節処理場管理委託料の390万円の減額補正は請負差額によるものであります。

2款1項1目公共下水道事業費の13節委託料310万円の減額は、15節の工事請負費140万円の減額と、22節の補償補填及び賠償金170万円の減額で、施設整備委託料に組み替えするものであります。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第118号に対する説明を産業部長から行います。

産業部長（岩井敏一君） 議案第118号の補足説明をいたします。

6ページです。歳入であります。7款2項1目雑入1節雑入の消費税還付金は、消費税の確定申告の還付金確定により当初予算額との差額分73万3,000円を計上しております。

その下の7ページです。歳出になります。1款1項1目一般管理費11節消耗品は、上浜中央の利用者の増加や、仁賀保地区各処理場の劣化傾向に伴う放流水の消毒剤の不足分61万円です。12節通信運搬費は、処理場の遠方監視システム専用回線の利用料の不足分に62万1,000円を計上しております。また、手数料の上水道検針手数料は、今年度から市内全地域で農集排利用料金を上水道の使用料によるものとしておりますけれども、その上水道使用料金の検針手数料の支払い不足分12万3,000円を計上しております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第119号及び第120号に対する説明をガス水道局長より行います。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、議案第119号について補足説明をいたします。

3ページをお願いいたします。1款3項15目消耗品費でございます。この813万3,000円でございますけれども、これは20万以上のガスメーターということで計上しておりましたけれども、このたび東北経済産業局のほうよりも指導がありまして、これまで4条予算で計上していましたが、3条のほうに載せるようにという指導のため、今回組み替えとして、こちらのほうに計上したものでございます。

また、23目の委託作業費でございますけれども、熱量変更共同体のほうに、にかほ市、のしろエネルギーサービス株式会社、並びに湖東ガス株式会社の3社で1名を実務支援として派遣しておりましたけれども、このたび湖東ガスさんのほうで共同体から脱退ということになりましたので、費用負担の割合が変わるということで、補正をするものでございます。

4ページをお願いいたします。資金的支出でございます。23目の委託作業費でございますけれども、今回のガス料金の改定に伴いまして、料金システムの変更ということで、日割り計算に対応する処理のものと、それから、原料費調整制度に対応するもの、また、新たに設置されますガス料金の生活保護等への対応のシステムと、このようなものを行うというためのものでございます。

33目のメーター費ですが、先ほど申し上げましたとおり、こちらのほうに載っていたものを同額

減額しております。

議案第 119 号については以上でございます。

続きまして、議案第 120 号でございます。こちらのほうにつきましては、市長の説明にあったとおりで、特段補足することはありません。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これでそれぞれの議案に対する提案理由の補足説明は終わります。

次に、議案第 100 号人権擁護委員候補者の推せんについての質疑を行います。第 100 号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 100 号の質疑を終わります。

これから議案第 100 号人権擁護委員候補者の推せんについての討論、採決を行います。

議案第 100 号人権擁護委員候補者の推せんについては人事案件です。本案は申し合わせにより討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 100 号人権擁護委員候補者の推せんについては、推薦者を適任者と認めることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時 1 分 散 会